

第29回鹿嶋市美術展覧会 実施要項

- 1 名称 第29回鹿嶋市美術展覧会
- 2 目的 鹿嶋市民の芸術文化に対する啓発と普及を図り，豊かでうるおいのある市民生活の創造に寄与するとともに，鹿嶋市独自の芸術文化の創出，多様な交流活動の促進，芸術文化活動の担い手となる人材の育成・充実の機会を提供し，地域の芸術文化の継続的な発展を目指す。
- 3 主催 鹿嶋市 鹿嶋市教育委員会
- 4 主管 鹿嶋市文化協会
- 5 後援 公益財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団
- 6 会期 令和8年6月23日（火）～6月28日（日）
9：30～17：00（最終日は～15：00終了）
- 7 会場 鹿嶋市立中央公民館 体育館
- 8 部門 絵画 書 写真 工芸
- 9 出品資格 鹿嶋市在住・在勤・出身者・在学（高校生以上）及び市内で創作活動をしている者
- 10 出品規格 別紙参照
- 11 出品区分

○委嘱会員	鹿嶋市美術展覧会委嘱会員 • 委嘱会員は主催者が委嘱した者。 各部門7名以内とする。 • 運営委員は委嘱会員より選出する。 • 委嘱会員は，欠員がない限り変更はない。 • 運営委員，委員を辞した者は「会員」になるが賞の対象にはならない。
-------	---

○会 員	鹿嶋市美術展覧会会員 ・原則，会友賞を2回以上受賞し，審査員会議で推挙された者。 ・その他，審査員会議で特に推挙された者。
○会 友	鹿嶋市美術展覧会会友 ・本展覧会において最優秀賞又は優秀賞を受賞し，審査員会議で推挙され，運営委員会で認められた者。 ・その他，審査員会議で特に推挙された者。
○一 般	委嘱会員・会員・会友以外で，最優秀賞・優秀賞・奨励賞の対象となる者。

※会友，会員の中で3回連続で出品していない方は，次回出品する際は一般出品となる。

1 2 出品作品

- (1) 一般出品作品及び会員，会友出品作品は審査をする。
- (2) 1部門につき1人1点とする。
- (3) 自己の制作したものとする。
- (4) 審査をともなう展覧会に出品していないものとする。
- (5) 風紀上好ましくない作品は不可とする。
- (6) 作品には所定の作品受付票を貼付する。
- (7) 作品・額は，展示・移動等の作業に耐えられるようにする。
- (8) 壁面に展示する作品には，吊り金具・吊りひもをつける。
- (9) 肖像権や著作権に抵触する場合は，出品者が了解を得る。

1 3 出品料または会費

- (1) 出品料 500円：一般出品者（高校生）
 1,000円：一般出品者（小品部門含む）
- (2) 会 費 1,500円：委嘱会員・会員・会友

14 申込期間及び方法

令和8年5月12日（火）～5月24日（日）

9：00～17：00※月曜休館

所定の申込用紙に必要事項を記入し、出品料または会費を添えて中央公民館もしくは各公民館へ申込み。

15 搬入 令和8年6月20日（土）

部門	時間帯
絵画	10：00～11：00
書	11：00～12：00
写真	10：00～11：00
工芸	11：00～12：00

※出品者は上記の部門ごとに所定の場所へ作品を搬入し、受付をする。
※混雑を回避するため指定された時間帯での搬入にご協力をお願いします。

16 審査 令和8年6月20日（土）13：00～

鹿嶋市立中央公民館 体育館

最優秀賞・優秀賞・奨励賞については、一般出品点数30点までは下記のとおりとする。

〈一般〉	○最優秀賞（市長賞）	各部門1点
	○優秀賞（文化協会会長賞）	各部門2点以内
	○奨励賞（教育長賞）	各部門5点以内
	○小品部門 奨励賞（教育長賞）	絵画・写真部門のみ 各2点以内
〈会友〉	○会友賞（市長賞）	各部門1点以内
〈会員〉	○会員賞（知事賞）	各部門1点 ※1

※1…会員は令和6年度までに会員賞（知事賞）の受賞歴のある者も、令和7年度よりもう一度受賞可能とする。

- 一般出品点数が30点をこえた場合は奨励賞1点、また40点をこえた場合は優秀賞1点、奨励賞1点増やすものとする。
- 会員賞については、会員出点が5点未満の場合は会友賞作品を会員賞の審査対象に加える。ただし、審査対象作品が5点未満の場合は会員賞をなしとする。
なお、委嘱会員及び令和7年度以降に会員賞受賞した者は審査対象外とする。

- 17 作品展示 令和8年6月20日（土）15：00～
※審査終了後に各部門の実行委員で行う。ただし、実行委員で対応できない作品については出品者が行う。
- 18 授賞式・受賞者交流会
令和8年6月28日（日）11：00～
会場：鹿嶋市立中央公民館 講義室・会議室
詳細については、受賞者に別途通知する。
- 19 搬 出 令和8年6月28日（日）15：00～
※出品者は作品搬出を行う。
- 20 注意事項 (1) 出品作品の扱いには充分留意をするが、搬入時から搬出時までの期間における不慮の事故・災害等による作品の破損・滅失等について、主催者側は一切の責任を負わない。搬出期日に搬出されなかった作品についても同様とする。
(2) 受賞作品については、主催者の広報資料（本展覧会の紹介やHPへの掲載等）として使用できるものとする。
(3) 出品にかかる個人情報には本展覧会運営以外の目的には使用しない。

第29回鹿嶋市美術展覧会出品規格

部 門	規 格
絵 画 <日本画・洋画・ 版画・デザイン> ※デザインのみパネ ル張り可とする。	<一般部門> 10号以上50号以内。版画については4号以上とする。額装で 10号以上はガラスの使用は不可とする。
	<小品部門> F3 から F8 又は B5 から A3 までとし、額装とする。
書	額装または軸装で、半切1/2から全紙縦135cm×横70cm 以内（半切含む）とする。篆刻作品の仕上がり寸法は、縦40 cm×横30cmとし、額装とする。規定寸法内に数顆押印する ことができる。原印は出品不要。
写 真	<一般部門> 半切・A3以上とし91cm×91cm以内のパネル張りまたは 額装（ガラスの使用は不可）とする。組写真は1枚のパネルに収 めた上で91cm×91cm以内とする。
	<小品部門> A4 サイズとし、パネル張りまたは額装とする。
工 芸 <陶芸・和紙絵 （ちぎり絵）・ 人形・木彫など>	持ち運び可能なものとし、セット作品の場合は60cm×60cm ×90cm以内とする。大きさに台座は含まない。和紙絵につ いては8号以上のものとする。

※小品部門への出品は初回出品から最高3回までとする。

※過去に一般部門への出品したことのある者は、小品部門への出品は出来ないものとする。